

横浜市行政不服審査会答申
(第41号)

平成30年7月5日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置に基づく施設への入所措置決定」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人の子（以下「本件児童」という。）は、本件児童の前親権者（以下「前親権者」という。）が単独親権者であった平成 25 年当時に、前親権者の監護に服しているとの事情を基礎として、中央児童相談所長（以下「処分庁」という。）によって、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項に基づく一時保護処分がされた。その後、法第 28 条第 1 項承認審判を得て、法第 27 条第 1 項第 3 号に基づき、入所措置決定（以下「本件入所措置決定」という。）がされた。本件児童は、本件入所措置決定に基づいて知的障害児施設又は児童養護施設（以下「本件施設」という。）に入所し、現在も本件施設において監護されている（以下「本件入所」という。）。

これに対し、審査請求人は、平成 29 年 6 月に本件児童の単独親権者となったことなどから、本件入所を継続することは本件児童の福祉に反し違法である等と主張し本件入所措置決定の取消しを求めて、本件審査請求を申し立てた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び審理員からの質問に対する回答における本件処分に対する主張は、次のように要約される。

(1) 本件児童は、前親権者が保護者であった平成 25 年当時に、同人の監護に服しているとの事情を基礎として、法第 33 条第 1 項に基づく一時保護処分がされた、その後、法第 28 条第 1 項に基づく入所措置承認審判を得て、本件入所措置決定がされた。本件入所は、本件入所措置決定に基づいて実施されている。

しかし、審査請求人が本件児童の親権者となり、前親権者による監護という事情が解消された。しかも、審査請求人は教育者としての実績があるなど本件児童の養育を行う十分な資質を有している。

よって、本件児童を親権者である審査請求人による監護に委ねることなく、本件入所を継続することは本件児童の福祉に反し違法である。

- (2) そもそも、本件入所措置決定は、本件児童が平成 25 年当時通所していた保育所を退所したことを契機にされたものであって、前親権者が本件児童に暴行や虐待を加えたことはなく、本件入所措置決定は違法であり、これに基づく本件入所も違法である。
- (3) 本件児童は、本件施設において、劣悪な環境下で養育監護されていることから、本件入所を継続することは本件児童の福祉に反し違法である。
- (4) 審査請求人は、A 県に居住していることから、本件児童について、A 県の児童相談所により法第 27 条第 1 項第 3 号に基づく施設入所が実施されることが適切である。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書、物件及び審理員からの質問に対する回答において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人は、遅くとも平成 27 年 8 月 13 日までに、本件処分があったことを知っていたのであり、審査請求期間を徒過しているから、本件審査請求は不適法である。
- (2) 本件入所措置決定は、平成 26 年 1 月 20 日にされたところ、審査請求期間を徒過しているから、本件審査請求は不適法である。
- (3) 本件入所措置決定の違法又は不当の判断基準時点は、処分時点と解すべきであり、本件においては平成 26 年 1 月 20 日である。判断基準時点後に生じた事実を理由とする違法・不当の主張は失当である。
- (4) 処分庁が、本件児童について、本件入所を停止し、又は解除しないことは、次の事実に照らしてなんら違法又は不当ではない。

ア 平成 29 年 6 月に審査請求人が本件児童の単独親権者となった後、処分庁は、審査請求人の身上や本件児童と養子縁組をした経緯、動機、目的、審査請求人と前親権者との関係等について調査するため、複数回、面談や電話による連絡を実施した。しかし、審査請求人は個人情報である等としてこれに回答しなかった。

イ 処分庁は、平成 29 年 12 月 27 日、横浜家庭裁判所に、本件児童について法第 28 条第 2 項に基づく期間更新承認審判の申立てをした。

ウ 平成 30 年 4 月 13 日、横浜家庭裁判所の承認審判がされた。同日まで

の間の本件入所は、法第 28 条第 3 項の「やむを得ない措置」に該当する。
エ 本件児童は、本件施設において落ち着いて生活しており、監護環境は良好である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 争いがない又は証拠書類及び物件から明らかに認められる事実

ア 平成 24 年 6 月 1 日、本件児童の父母は、本件児童の親権者を父である前親権者と定めて離婚し、以後、前親権者が本件児童を監護養育した。

イ 本件児童について、前親権者による虐待の疑いがあるとして、平成 25 年 3 月 12 日、処分庁は、法第 33 条第 1 項に基づく一時保護を実施した。

ウ 処分庁は、本件児童について、法第 28 条第 1 項に基づく本件施設への入所措置承認審判を申し立てたところ、平成 25 年 12 月 6 日付け横浜家庭裁判所の承認審判（以下「平成 25 年審判」という。）がされた。

エ 前親権者は、平成 25 年審判に対して即時抗告を申し立てたものの、平成 26 年 1 月 20 日付け東京高等裁判所により抗告棄却決定がされて、平成 25 年審判は確定した。

オ 処分庁は、平成 25 年審判を得て、平成 26 年 2 月 14 日、法第 27 条第 1 項第 3 号に基づき、本件児童について、本件施設への入所措置決定をした。

カ 本件児童は、以後、本件施設において養育監護されている。

キ 処分庁は、本件児童について、法第 28 条第 2 項に基づく期間更新承認審判を申し立てたところ、平成 28 年 3 月 17 日付け横浜家庭裁判所の承認審判（以下「平成 28 年審判」という。）がされ、即時抗告はされずに確定した。

ク 平成 29 年 6 月 2 日、前親権者と審査請求人とが婚姻し、同日、本件児童と審査請求人とは養子縁組をした。

ケ 平成 29 年 6 月 22 日、前親権者と審査請求人とは、本件児童の親権者を養母である審査請求人と定めて離婚した。

コ 平成 29 年 7 月 3 日、本件審査請求が申し立てられた。

サ 平成 29 年 9 月 6 日、本件児童について、審査請求人の氏を称する入籍がされた。

シ 処分庁は、本件児童について、法第 28 条第 2 項に基づく期間更新承認審判を申し立てたところ、平成 30 年 4 月 13 日付け横浜家庭裁判所の承認審判（以下「平成 30 年審判」という。）がされた。

(2) 本件入所決定は、審査請求期間を徒過しているか

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 1 条第 1 項は、「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とする。」と規定し、同法第 18 条第 1 項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月…を経過したときは、することができない。」と規定する。

行政不服審査法第 1 条第 1 項の目的を達成するためには、事実行為が現に継続的になされている場合に、審査請求期間が経過したために、違法な事実行為が存在するにもかかわらず救済を求めることができなくなると解することは不合理であって許されない。

継続的事実行為については、その時点において現になされている事実行為を認識するほかないことから、事実行為の継続する間は、日々これの適法性について撤廃・変更を求めることができると解するべきである。

また、行政不服審査法において、審査請求期間が限られている理由は、行政行為が公共の利害に係るところが大きく、権利義務関係を早期に確定させる必要があるためである。

しかし、継続的事実行為は権利義務関係を変動させることはないことから、早期に法律関係を確定させる利益を観念し得ない。

よって、本件入所措置決定は、審査請求期間を徒過しない。

(3) 本件入所を継続することは違法又は不当であるか

ア 親権者を変更したことを理由に、法第 27 条第 1 項第 3 号措置が違法となるか

法第 28 条の規定に基づく家庭裁判所の承認とは、児童を事件本人とし、児童の福祉を著しく害する事情があり、保護者から引き離して法第 27 条第 1 項第 3 号措置に基づく措置を承認すべきか否かを判断するものである。

したがって、児童について、児童の福祉を著しく害する事情がある間は、親権者に変更になったことのみによって、法第 27 条第 1 項第 3 号措置が当然に違法となるものではない。

イ 親権者に変更された場合、本件入所を継続したことの適法性・妥当性

法第 28 条の趣旨は、法第 27 条第 1 項措置権者の措置により、親権者等及び児童の権利が不当に制限されないようにすることにある。また、法第 27 条第 1 項措置の最終的な目標は、児童の最善の利益を守ることにある。

親権者に変更になった場合、処分庁は、速やかに、新たな親権者に児童を監護させることが著しく児童の福祉を害する（法第 28 条第 1 項）か否かを調査すべきである。

つまり、処分庁は、法第 28 条の規定に基づく家庭裁判所の承認を得たことをもって、どのような事情の変更があっても、2 年間の措置入所を継続することができるまでとはいえない。

しかし、新しい親権者による監護に係る調査に必要なかつ合理的な期間において、児童の福祉を著しく害する事情が解消されたといえない場合、施設入所措置を継続することは、適法なものとして許される。

本件においても、本件児童が安定して生活するためには、親権者の下で適切な監護がされることを確認するための相当な期間、施設入所措置を継続することは許される。

また、審査請求人が単独親権者となった平成 29 年 6 月以降、処分庁が審査請求人に対して調査を実施したところ、審査請求人は、個人情報であるなどとしてその身上等について明らかにしなかったため、審査請求人の下で本件児童について適切な監護がされるであろうことの確認ができなかった。

処分庁は、平成 29 年 12 月 27 日に横浜家庭裁判所に法第 28 条第 2 項に基づく期間更新承認審判を申し立てたところ、この時までには、調査に必要な期間を超えて不合理な長期間本件入所が継続したとはいえない。

よって、本件において、処分庁が、審査請求人により適切に本件児童の監護がされるか否かを調査するため、本件入所を継続したことに違法又は不当はない。

ウ その他審査請求人の主張について

審査請求人は、反論書において、前親権者による本件児童に対する暴行や虐待はなかったとも主張するが、本件入所措置決定については、(1)ウのとおり平成 25 年審判は確定していることから、右主張に係る事実は、本件審査請求において違法判断の対象とはならない。

また、審査請求人は、本件児童が本件施設において、劣悪な環境下で養育監護されていることから、本件措置を継続することは本件児童の福祉に反し違法であると主張する。

しかし、処分庁から提出された物件から、本件児童は、本件施設において落ち着いて過ごしていることが認められ、劣悪な環境下にあることの証拠はない。

(4) 結語

以上のとおり、現時点において、本件入所に違法又は不当はない。

なお、その他の審査請求人の主張については、いずれも本件入所措置決定を違法又は不当足らしめる主張ではなく、本件入所措置決定が適法かつ妥当であるとの結論を左右しない。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5 の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成29年 8 月 7 日	・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成29年 8 月 29 日	・ 弁明書の受理
平成30年 2 月 2 日	・ 弁明書（副本）の送付及び反論書の提出等依頼
平成30年 2 月 19 日	・ 反論書の受理
平成30年 3 月 2 日	・ 反論書（副本）の送付
平成30年 4 月 4 日	・ 処分庁に対する質問書の送付
平成30年 4 月 5 日	・ 審査請求人に対する質問書の送付
平成30年 4 月 13 日	・ 審査請求人から質問書の回答受理
平成30年 4 月 19 日	・ 処分庁に対して審査請求人からの回答書の送付
平成30年 4 月 25 日	・ 処分庁から質問書の回答受理
平成30年 5 月 7 日	・ 審査請求人に対して処分庁からの回答書の送付
平成30年 6 月 15 日	・ 審理手続の終結
平成30年 6 月 20 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 6 月 20 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 7 月 5 日	・ 調査審議